

診療情報を保存したカメラの紛失に関するお詫びとご報告

この度、令和6年7月15日（月）に当センターが所有する患者さんの診療情報を記録したデジタルカメラが紛失するという事案が発生しました。

直ちに当センター内を捜索しましたが、現在のところ発見には至っておりません。なお、現時点で当該診療情報が外部に流出したとの情報や、不正利用された事実は確認されておりません。

患者さんやご家族、関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

紛失したデジタルカメラに記録されていた情報は、治療の経過を記録するため、褥瘡（皮膚の病変）部位の写真のほか、血便や血尿などの排泄物を撮影した写真です。ただし、患者IDや氏名などの情報は無く、被写体の性質上、個人を特定できる画像データは、患者3名の顔の病変部位を撮影したものが6枚含まれていることを確認しております。

対象となった患者さんには、個別に本件紛失の連絡をし、謝罪をさせていただきました。

このような事案が発生したことは、個人情報を取り扱う組織として、あってはならないことであり、深く反省しております。

今回の事案を踏まえ、撮影後、電子カルテに取り込んだ画像データは速やかに削除することを徹底し、二度とこの様なことが起こらないよう努めてまいります。

令和6年8月2日

さいたま市民医療センター

院長 百村 伸一